

会津保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人幸築会
所 在 地	田辺市秋津町206-4
電 話 番 号	0739-22-3021
代表者氏名	理事長 竹中 宣博

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	会津保育所
施 設 の 所 在 地	田辺市秋津町206-4
連 絡 先	電話番号 0739-22-3021 FAX 0739-22-3188
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めにより、保育を必要とする小学校就学前の幼児
利 用 定 員	満3歳以上の幼児 66人 満1歳以上満3歳未満の幼児 48人 満1歳未満の幼児 6人
開 設 年 月 日	平成3年 4月 1日
事 業 所 番 号	

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳幼児（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援と地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2, 000 m ²
	園庭	984 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	980.54 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ゼロ・1歳児室	1室	1部屋を区切って使用(ほふく室含む)
保育室	5室	
事務所	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	18	

※ 当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	週40時間勤務
主任保育士	週40時間勤務
保育士	勤務時間帯 (07:00~18:00) (10:00~19:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）と職員研修日は休園になります。

休日保育は、別紙の内容で実施します。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間と保護者が実際に保育を利用する時間は、次の通りとします。

(1) 保育標準時間認定者の保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日と時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定者の保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっています。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園して下さい。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育と時間外保育の提供

上記7に記載する時間に、保育を提供します。

(2) 送迎方法－保護者または保護者の依頼を受けた方。

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行いますが、調理は給食の専門業者である南紀メディフ社に業務を委託しています。

この業務委託費は保育所が負担します。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
ゼロ歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に、当該市町村が定める保育料を支払って下さい。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別紙1に掲げる費用を当園にお支払い下さい。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科,

医療機関の名称	福原こどもクリニック
医院長名	福原仁雄
所在地	田辺市朝日ヶ丘13-24-1階
電話番号	0739-33-7711

(2) 眼科

医療機関の名称	山本眼科
医院長名	山本 良

所 在 地	田辺市高雄1-25
電 話 番 号	0739-22-0881

(3) 歯科

医療機関の名称	なにわ歯科
医 院 長 名	浪花 慎二
所 在 地	田辺市秋津町179-3
電 話 番 号	0739-24-3150

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、連絡先カードに記載の保護者又は緊急連絡先に連絡をします。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当 園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 田上 彰子 ・ご利用時間 8:00～17:00 ・電話番号 0739-22-3021 F A X 0739-22-3188 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">中谷 聰</td> <td>電話番号 0739-25-4800</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>法人監事</u></td> </tr> </table>	中谷 聰	電話番号 0739-25-4800		<u>法人監事</u>
中谷 聰	電話番号 0739-25-4800				
	<u>法人監事</u>				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">谷口隆雄</td> <td>電話番号 0739-25-1975</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>法人監事</u></td> </tr> </table>	谷口隆雄	電話番号 0739-25-1975		<u>法人監事</u>
谷口隆雄	電話番号 0739-25-1975				
	<u>法人監事</u>				

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
園舎の耐火構造	耐火建築物		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有 		
避難・消火訓練	避難や消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所（園）は、災害共済給付金と保育園総合保険に加入します。災害共済給付金の掛け金は、保護者会からの負担金があります。

※詳しくは、P8～P10を御確認ください。

16 その他の留意事項

飲酒・喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動や営利活動はご遠慮ください。

17 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等は、別途当園が作成する入園のしおりに提示します。

育児に関するお悩み事などありましたら、お気軽に主任保育士までご相談ください。

別紙1 利用者負担金

1 全員が対象となるもの 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

単位：円

年齢	保護者会費 (月額)	年間合計
ゼロ歳児～5歳児	500	6,000

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の保険料は、保護者会費から
1人 219 円、園から 146 円、合計 365 円の掛け金を支払います。

2 年齢別と該当者（利用者）のみ対象となるもの

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食主食費	3・4・5歳児	月額 770 円
給食副食費	3・4・5歳児	月額 4500 円
絵本代（月刊誌）	3歳児	月額 400 円
絵本代（月刊誌）	4歳児	月額 440 円
絵本代（月刊誌）	5歳児	月額 440 円

（消費税込）

物品の値段は P11 参照

時間外保育に係る利用者負担金 P12 参照

休日保育に係る利用者負担金 P12 参照

値段改定等により、変動する場合があります。

給食費は当園で預かり、業務委託している南紀メディフ社にお渡しします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証又はそれに代わるものをお
交付いたします。

スポーツ振興センター災害共済給付金概要

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(令和3年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育所の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円(3,770万円～82万円) 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円(1,885万円～41万円)〕
死亡	保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) 〔通学(園)中の場合 1,500万円(1,400万円)〕
突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) 〔通学(園)中の場合 1,500万円(1,400万円)〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(1,400万円)〔通学(園)中の場合も同額〕

※

- () 内の金額は、平成 31 年 3 月 31 日以前に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額・死亡見舞金額
- ※ 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額
(医療保険でいう 10 割分) が 5,000 円以上の場合をいいます。
(医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の
3 割分となります。)

また、P8 表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

◆供花料の支給

保育所の管理下における死亡で、損害賠償を受けしたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対し供花料(17 万円)を支給します。

プラン 5

保育園賠償責任保険



保険の特長

- 保育園の施設管理・業務遂行・提供了した飲食物等に起因する事故により、園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物を引き損した場合に、保育園が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- パート・アルバイト・派遣保育士や実習生の行為に起因する賠償事故も補償の対象となります。
- 【E型・F型・G型にご加入の場合】通常の保育に加え、保育園が主催する行事（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業等）も補償の対象となります。

用語の説明

- 通常の保育とは………保育園管理下での保育中をいい、学童保育・地域子ども・子育て支援事業に定める一時保育・休日保育、延長保育等を含みます。
- 【E型・F型・G型・H型にご加入の場合】園舎を借りて保育園を運営している場合や、運動会等で体育館を一時に借りた場合で、借りた建物自体に損害を与えてしまった場合に負担する法律上の損害賠償責任も補償の対象になります。

2022年度より、すべてのプランで感染症対策費用がセットされます。

型別保険料と年間保険額

ご加入の型	自己負担額はありません。									
	E	R	F	R	F	G	H	R	G	H
通常保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域子育て支援事業等	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
借りた建物	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
対人賠償	10億円	1,000万円								
対物賠償	1,000万円	1億円								
人格権侵害賠償	1,000万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物	1,000万円	10万円								
受託品等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
感染症対策費用	上記以外	20万円								

改定あり 年間保険料

(園児・学童1人あたり)

3,400円

3,000円

2,900円

2,500円

3,30円

2,80円

2,80円

2,30円

2,30円

2,30円

2,30円

2,30円

※表中の保険額については、以下のとおりとなっています。
施設賠償責任保険・賃借戻賠償責任保険は1人・1事故の、生産物賠償責任保険については1人・1事故・保険期間中の保険額を記載しています。
・対人賠償………保険期間中の保険金額を記載しています。
・対物賠償………保険期間中の保険金額を記載しています。
・受託品等………保険期間中の保険金額を記載しています。
※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償対象

保険料の計算方法

保険料算出の前にP 8の「実績計算欄」を作成し、合計により平均在籍園児数を算出してください。

$$\text{平均在籍園児数} \times \text{型別年間保険料} = \text{年間保険料}$$

() 円 () 円

平均在籍園児数の算定にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・園児数には、一時保育・保育所分園における園児数、学童保育の学童数を加えてください。
- ・施設賠償責任保険や保育園が主催する行事の参加者数は園児数に含みません。
- ・平均在籍園児数は、加入月の前月・月末日を基準とした過去1年間の平均在籍園児数となります。なお、新設保育園の場合で、在籍園児数が実績がない場合は、足跡数などに基づき現在籍園児数を算出してください。

保険料計算例

平均在籍園児数……………通常保育の園児90人、一時保育の園児15人、学生数10人、(合計115人)
加入の型……………E R型

$$\text{平均在籍園児数} \times \text{型別年間保険料} = \text{年間保険料}$$

(115) 円 (340) 円

お支払いする事故の例

- 保育園の留金がやるんでも老朽化した窓ガラスが落下し、下にいた園児にあたり頭を負傷した。
- 保育園で提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- 保育士が園児の頭から借りていたビデオカメラを誤って落とし、破損させた。
- 【E型・F型・G型・H型にご加入の場合】大型機材を倒してしまい、体育館で、大型機材を倒してしまった。

お見舞金・初期対応費用

万が一、事故が起きた場合でも保育園総合保険制度では全プランにお見舞金（被験者対応費用補償）、事故対応特 別費用、感染症対策費用、医療広報対応、緊急搬送費用（緊急搬送対応費用）がセットされています！

お見舞金（被験者対応費用補償）

お見舞金（被験者対応費用補償） 路線販売性の資本を問わずお支払いします。

お見舞金（被験者対応費用補償）

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。（受託者賠償ではありません）

被験者1人あたり	死亡		対物監査費用	対人見舞費用	死亡以外	対物監査費用	死亡	対人見舞費用	死亡以外	対物監査費用
	対人見舞費用	対物監査費用								
保険期間中	3,000万円	3,000万円								

事故対応特別費用・感染症対策費用

感染症対策費用については別紙2022年度改定のご案内をご確認ください。

保険金のお支払いの対象となるような検査結果請求が発生するおそれがあることを保育園が知つた場合において、保育園が支出した文書作成費用、交通費、記録費用などを保険期間中1,000万円を限度として補償します。また、2022年度より感染症対策費用として、以下の事例の通り、特定感染症や新型コロナウイルス感染症に関連する消毒・清掃・検査・予防費用等を補償します。

補償内容	費用項目	補償額
感染症対策費用	消毒費用・清掃費用・配食費用・検査費用・予防費用・通電費用	期間中（1年間）20万円限度
【157号】の集団感染症	新規型コロナウイルス感染症含む	累計20万円に達するまでお支払いします

お支払いの事例

●腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）の集団感染があり、保育園を消費した。

●保育園で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したため、感染が疑われる他の職員が検査を受けた。

重大事故対応費用

●突然死が突然な事故で死亡した場合において、保育園のブランドイメージの回復または失望への対応をします。（被験者は対外）

●危機管理等の専門コンサルティング会社等に対して支払うコマサルイン費用。

●臨床理士、精神科医等によるカウンセリングを実施するための費用。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ゼロ歳児

用品名	値段
合計	0

1歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
ねんど	470
ねんどケース	270
スマック	1560
カラー帽子	550
カラー帽子(UV)	
合計	5960

2歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
ねんど	470
ねんどケース	270
スマック	1560
カラー帽子	550
カラー帽子(UV)	
合計	6160

3歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
はさみ	430
ねんど	470
ねんどケース	270
おどうぐ箱	470
スマック	1560
カラー帽子	550
カラー帽子(UV)	
体操服 上	1860
体操服 下	1760
合計	10680

4・5歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
はさみ	430
ねんど	470
ねんどケース	270
おどうぐ箱	470
スマック	1560
カラー帽子	550
カラー帽子(UV)	
体操服 上	1860
体操服 下	1760
合計	10680

入園児に必要な経費

右と左側の列は、帽子による差額です。
代用品があれば減額になります。

1歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
ねんど	470
ねんどケース	270
スマック	1560
カラー帽子	
カラー帽子(UV)	990
合計	6400

2歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
ねんど	470
ねんどケース	270
スマック	1560
カラー帽子	
カラー帽子(UV)	990
合計	6600

3歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
はさみ	430
ねんど	470
ねんどケース	270
おどうぐ箱	470
スマック	1560
カラー帽子	
カラー帽子(UV)	990
体操服 上	1860
体操服 下	1760
合計	11120

4・5歳児

用品名	値段
通園リュック	2450
クレパス	660
のり	200
はさみ	430
ねんど	470
ねんどケース	270
おどうぐ箱	470
スマック	1560
カラー帽子	
カラー帽子(UV)	990
体操服 上	1860
体操服 下	1760
合計	11120

延長保育利用料

会津保育所

標準時間保育

降園	18:00	～	18:30	¥100
	18:30	～	19:00	¥300

短時間保育

登園	7:00	～	7:30	¥500
	7:30	～	8:00	¥300
	8:00	～	8:30	¥100

降園	16:30	～	17:00	¥100
	17:00	～	17:30	¥300
	17:30	～	18:00	¥500
	18:00	～	18:30	¥700
	18:30	～	19:00	¥900

休日保育利用料

利用時間 7：30 ～ 17：30

一日保育	¥2,000
午前中又は午後からの半日保育	¥1,000

正午をまたぐ保育は1日保育扱いとなります。

個人情報使用同意書

貴所への入園に当たり、私と家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合、又は兄弟・姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

理事長 竹中 宣博 様

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

重要事項説明書同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所：会津保育所

説明者職名：副園長

氏名 竹中 宣博

私は、本書面に基づいて会津保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：